Brambles

脱税防止方針

2024

1. 本方針の概略と目的

- 1.1 Brambles の「共有価値観」のひとつは、私たちが常に、合法的、倫理的かつ誠実に行動し、地域社会と環境を尊重することです。
- 1.2 Brambles は、適用されるすべての法令を完全に遵守して事業を行うことを確約します。このコミットメントには、脱税およびその促進行為 1 の防止に対する企業の責任を厳しく追求する法的要件の遵守も含まれます。
- 1.3 当社は、従業員および関連会社による脱税および脱税の促進行為に対しては、その形態および行われる場所を問わず、ゼロトレランス(一切許容しない)アプローチを取ります。
- 1.4 本方針は、以下のように機能します。
 - a) 脱税およびその促進行為に関連する当社の責任、および当社の直接の管轄下または間接(代理)で当社業務を行う人の責任を規定します。
 - b) 当社の直接の管轄下または間接(代理)で当社業務を行う人に、脱税およびその促進行為の識別法と、脱税およびその促進行為が発生した場合の対処法に関する情報とガイダンスを提供します。
 - c) 本方針において、「当社」「私たち」および「Brambles」とは、Brambles Limited およびその グループ企業のことを指します。
- 1.5 皆さんは、必ず本方針を読み、理解し、遵守しなければなりません。

2. 本方針の適用対象

2.1 本方針は、当社の直接の管轄下または間接(代理)で当社業務を行う、全レベルの、すべての個人に適用されます。これには、上級マネージャー、役員、ディレクター、従業員(正社員、有期社員、臨時社員の別を問いません)、コンサルタント、業務委託先社員、研修生、出向社員、一時雇用作業員および派遣社員、第三者サービスプロバイダー、代理店、スポンサーなど、地域の別を問わず、当社に関連するすべての人(本方針では、以下、総称して「スタッフ」という)が含まれます。

3. 当社方針:脱税および脱税の促進行為を禁止する

- 3.1 Brambles は、合法的、倫理的かつ誠実に事業活動を行います。当社では腐敗行為は容認されず、 脱税およびその促進行為に対してはゼロトレランス (一切許容しない) アプローチを取ります。当 社は、すべての商取引および取引関係において、事業が行われる地域を問わず、職業人らしく振る 舞い、公正、誠実に敬意を持って行動し、脱税およびその促進行為を阻止するための効果的なシステムを導入し、執行することを確約します。当社は、当社が事業を行うすべての国において、現地 の法規制の枠組みを遵守します。
- 3.2 本方針を遵守するにあたって、スタッフには以下のことが課されます。
 - その形態を問わず、脱税および脱税の促進行為に関与してはなりません
 - 他者に脱税犯罪を行わせてはなりません
 - 他者から脱税または不正な税金逃れと疑われることの促進行為の依頼または要求があった場合、それを報告しなければなりません
 - 本方針への違反につながる可能性のある行為には、関与してはなりません
 - 脱税の促進行為を拒否した人、本方針に基づいて懸念の提起を行った人に対して、脅迫や報復を行ってはなりません
- 3.3 本方針は、適宜行われる修正・補足を含め、Brambles の「行動規範」および行動規範で説明されている「Brambles の使命および価値観」の一部を成すものです。

¹脱税の促進行為とは、個人が意図的かつ不誠実に他者の不正な脱税を幇助した場合に成立します。

4. 本方針に対する責任

- 4.1 本方針は、脱税およびその促進行為のリスク監視と防止のために、会社全体に効果的なシステムを 実施・執行する Brambles 経営陣のコミットメントの一環として公開されています。
- 4.2 Brambles のグループ税務 VP (Group VP Tax) は、本方針の実施の監督、使用と有効性の監視、およびその結果の Brambles の取締役会への報告に対して、日常レベルでの責任を負います。
- 4.3 全レベルの管理職者は、自身および直属の部下が確実に本方針を理解すること、および脱税または その促進行為が発生しやすい部署や立場にいる人員に、定期的に(必要な頻度で)、本方針に関す る適切な研修を確実に提供することに対して責任を負います。

5. 脱税について

- 5.1 脱税とは、その行為者(個人、企業、トラストなど)を問わず、納税すべき税額を不正に過少申告することです。これは、収入の過少申告や支出の過大申告などによって、実際の財務状況を税務当局から隠すという違法行為を意図的に行った場合に成立し、刑事犯罪となります。
- 5.2 「脱税」は、「節税」とは別なものと考えなければなりません。節税とは、個人または企業が税制度を合法的に利用(税率が低い、または税控除や税優遇策がある地域に活動拠点を設置するなど)して、義務納税額を軽減させることです。節税は、本方針の対象ではありません。 「Brambles 税務方針」において説明されているとおり、Brambles は、人為的な取引(artificial arrangements)または事業上の目的のないタックスへイブン地域の利用によって租税回避を試みることはありません。

6. 対象となる税の種類

6.1 本方針は、すべての種類の税を対象とします。その例には法人所得税、VAT や GST などの売上税、給与税、社会保障税、印紙税、関税(課税の場所は問いません)などが挙げられますが、これに限られません。

7. 各人の責任

- 7.1 脱税またはその促進行為の防止、発見および報告は、Brambles の直接の管轄下または間接(代理)で当社業務を行うすべての人の責任となります。セクション 3.2 で説明されているように、全スタッフには本方針への違反につながる可能性のある行為を避ける(その行為の実施者がスタッフ自身であるか、ビジネスパートナー、サービスプロバイダー、コンサルタントなどの Brambles の代理人であるかは問いません)ことが義務付けられています。
- 7.2 Brambles の事業に直接または間接(代理として)に関わる人が脱税に関与している、または関与を予定していることに気付いた(または疑う理由がある)スタッフは、できるだけ早く、直属の上司に、または「スピークアップに関する方針」のプロセスを用いて、その懸念について報告しなければなりません。
- 7.3 本方針に違反した従業員は懲戒処分の対象となり、不正行為を理由とする懲戒解雇処分を受ける場合があります。Brambles は、本方針に違反した他の当事者との契約関係を終了する権利を留保します。
- 7.4 当グループの直接の管轄下または間接(代理)で業務を行う人に対する懸念の報告を怠る、容認できない行為を「見て見ぬふりをする」、第三者の脱税への関与やその疑いを示唆する兆候を意図的に無視することは、すべて本方針への違反と見なされます。

8. 研修と情報の伝達

8.1 新入社員全員および脱税の促進行為を行い得る立場の新しい業務委託先の社員には、新任研修プログラムの一環として本方針の研修が行われます。それ以外の従業員には、Brambles のウェブサイトを介して本方針の導入が行われます。脱税およびその促進行為が発生しやすい役割と立場にあるスタッフには、本方針の遵守についての適切な研修を受けることになります。

- 8.2 サプライヤー、業務委託先、ビジネスパートナーには、脱税およびその促進行為に対する Brambles のゼロトレランス (一切許容しない) アプローチについて、事業上の関係の開始時およびその後適宜伝える必要があります。
- 8.3 Brambles は、契約締結の前に、関係する第三者が脱税またはその促進行為に関する犯罪に関与していないか、そのような行為に Brambles を関与させるリスクをもたらさないかについて調査を行う場合があります。
- 8.4 Brambles は、第三者との標準契約または取引条件には、適用されるすべての法律を遵守することを当該第三者に義務付ける条項を必ず入れるようにします。

9. 記録の保存

9.1 Brambles は、財務状況を正確かつ完全に記録しなければならず、また、第三者への支払いに関して事業上の理由が証明できる適切な内部統制を整備しなければなりません。不正な支払いの促進または隠蔽となる「帳簿外」の会計処理は、あってはなりません。

10. 監視および見直し

- 10.1 Brambles のグループ税務 VP(Group VP Tax)は、本方針の有効性を監視し、定期的に本方針の適合性、妥当性、有効性を検討して、運用の見直しを行います。特定された改善点は、できるだけ速やかに実施されます。内部統制のシステムと手順には、脱税またはその促進行為の発生防止における有効性が保証されるかについて、定期的な見直しが行われます。
- 10.2 全スタッフには、本方針を成功に導く責任があり、脱税の疑いについては本方針を用いて必ず報告しなければなりません。

附録:潜在的リスクのシナリオ - 「危険信号」

以下に脱税に関する危険信号をリストアップしますが、その意図は網羅的なリストとすることでも、脱税またはその促進行為の決定的指標の説明とすることでもありません。ここで危険信号を挙げる意図は、更なるデューデリジェンスまたは本方針に従った報告を導くための指標として機能させることです。

- 1. 職務中に、他者が以下のことを行っているのに気付いたら、それは危険信号です。
 - 税に関して虚偽の申告を行った、またはそうする意図がある
 - 収入または利益を当轄の税務当局に開示していない
 - 税に関して虚偽の文書を提出した、またはそうする意図がある
 - 収入、利益または資産を税務当局から隠蔽するための機構を構築した、またはそうする意図がある
- 2. 職務中に、他の当事者が意図的にVATやGST(もしくは類似する税)の登録を怠った、またはVATやGST の申告を怠ったことに気付いた
- 3. 他の当事者が、定評のある銀行の口座振込ではなく現金での支払いを依頼する、正式な委託契約書もしくは費用契約書の締結を拒否する、または適正な請求書もそくは支払いに対する領収書の発行を拒否する
- 4. 職務中に、あるBrambles従業員が、その就業形態に大きな変更がないにもかかわらず、自営の請負業者として扱われることを希望していることに気付いた
- 5. 他の当事者が、支払い先を実際の拠点または事業地とは異なる国または地域にすることを依頼する
- 6. 当社がサービスを提供した相手先当事者が、他の法人(当社が直接サービスを提供したのではない法人)を請求書の宛先とすることを依頼する
- 7. 当社がサービスを提供した相手先当事者が、請求書の内容の変更を求め、それは提供したサービスの性質をあいまいにすることが意図と思われる
- 8. 他の当事者から受領した請求書が、標準的なものではない、または特別に作られたもののように思われる
- 9. 他の当事者が、条件の文書化を拒否する、または契約書などの書類の日付を過去のものにすることを求める
- 10. 提供された商品またはサービスに対する支払い請求が、高額または低額過ぎることに気付いた
- 11. 他の当事者が、Bramblesが通常用いる、または把握しているものではない代理店、仲介業者、コンサルタント、販売業者またはサプライヤーを使うことを依頼または要件とする
- 12. 取引の取り決めに関連する通常の守秘義務の範囲でなく、取引を秘密にし続けることを求められる